

第二に農産物價が一般に昂騰して農家經濟は以前より遙に餘裕を生じ、從來本村の標準農家として五反五畝を耕作してゐたものでも充分黒字收入の生活が可能になれば滿洲移住の決意をにぶらせる虞れなしとしない。

斯く周圍の情勢は一般の分村計畫にとつても栗熊村にとつても必ずしも有利ではなく、それだけ今後の農家送出に大きい障害があり、これを突破する努力が一層必要とされるのである。

分村計畫の實績をまだ實行著手後幾何も出ずして兎角云ふのは勿論早計である。その効果が、分村母村共に見られるのは農業生産に於ては特に年月を要しなければ不明である。だが、栗熊村が分村の一形態として今までに示した實績について云へるとしたら凡そ以上の事が説明できると思ふので計畫に至る村の土地、人口の事情とを合せて概述するにとどめた。今後比較的多數の移民を送出した長野縣を始めとして、その他の地方に於ても分村後の實績についての發表が示されることを切望してやまない。

一九三九年獨逸國勢調査による

現住人口及世帯數(速報)

島 村 俊 彦

一九三九年五月十七日に施行された獨逸國勢調査の結果の一部が、"Wirtschaft und Statistik" 1940, 2. Januar-Heft 20 Jahrgang Nr. 2. に速報として發表されたから此處に抄譯した。但此處に譯出したのは發表された結果の内全國に關する部分のみで地方別其他の部分は省略した。

一、一九三九年五月十七日現在獨逸現住人口

從來 "Wirtschaft und Statistik" に發表された獨逸速報住民數(註一)は所謂現在人口即ち一九三九年五月十六日夜半から十七日にかけて調査地に居合した凡ての人を調査したものであつて其等の人々の常住的住所は全然問題にされなかつた。然るに今此處に掲げた數字は法律の規定によつて定められた處の現住人口の速報數である。之は調査地に常住的住所を有する凡ての人を調査したものであつて、其等の人々が調査日に其處に居つたかどうかは全く顧慮されない。

調査材料の整理の過程に於て通常僅かしか修正を加へる必要が無いから今調査された現住人口は實用上殆ど目的たる住民數を示してゐるものと謂へる。

(註一) "W. u. St." Heft 13. u. Sonderbeilage zu Heft 1/18 参照

(一) 獨逸人口の狀態及發展

一九三九年五月十七日現在調査による獨逸現住人口は(註一)七千九百三十六萬四千四百八人であつた。此數字には次の人口は含まれてゐない。即ち

- イ、メーメル地方(此處では併合直後のため調査施行は不可能であつた)
- ロ、前ダンチヒ自由市
- ハ、前ポーランドから獨逸に分割された新東部地域

一九三九年五月十七日現在獨逸現在人口は七千九百五十八萬四千六百二十人であつた。其れ故現住人口は現在人口より二十二萬二千二百十二人即ち〇・二八%だけ少ない。斯る差は國內及外國に於ける外の調査に於ても同様に經驗されてゐる所である。一九三三年六月十六日の調査に就いても、

其當時の獨逸領土に於ける現住人口は現在人口よりも十四萬七千二百五十三人即ち〇・二三%少なかつた。これには種々の原因があるが、現在人口としては計算に入れられるが現住人口には算入されない處の外國人の國內交通が主たる原因である。現在人口に對する此の差は國全體としては比較的僅少であるから一八七一年獨逸統一以來の人口發展に關し亦歐洲及世界の國家體系に於ける獨逸の地位の發展に關しても、最初の發表に當つて現在人口に就して W. u. St. 1939, Nr. 13. で述べた處の事柄を此處に再び指摘して差支へ無いのである。

一九三九年の調査施行當時の獨逸領土に於ては一九三三年(註二)には約七千六百四十四萬一千人の人が生活して居つた。其れ故人口増加は約二百九十二萬三千人即ち三・八%で平均毎年の増加は中間人口の約〇・六四%に相當する。同期間中に於ける人口自然増加(出生超過)は約二百八十五萬八千人であるから約六萬五千人の移住による増加があつた譯である。人口發展は舊領土と一九三八年に再合併された地方とでは次表に見らるゝ如く非常な相違がある。

一九三九・五・一七獨逸國勢調査住居人口(速報)

人口發展	人 口		増 減 (-)		移住による増減(-)	
	一九三九年五月 一七日現在	最近調査	千單位	百分比	千單位	百分比
舊領土	(1) 六,三六八,三五五	(2) 六,〇三二,五八〇	三三六	五・〇	二,七六二	四三
前境太利	(1) 六,三六八,三五五	(3) 六,七五八,一〇一	三八九	一・八	〇・〇	一三
ズデーテン	三,四九五,七九七	三,六三二,七四四	一七六	五	一,一三七	一八七
ドイツ地方	(4) 三,六三二,七四四	(一) 二,四三二,一六六	一一一六	三〇・七	一,一三七	一八七
全 國	(5) 九,八〇四,一〇八	七,四四一,五二九	二,三六二	二三・七	三,八三四	四一

(1) 前境太利と舊獨領間の領域變更(Jungholz Mittelbergに關する)は考慮されてゐる

(2) 一九三三・六・一六、ザール地方に關しては一九三五・六・二五調査

一九三九年獨逸國勢調査による現住人口及世帯數(速報)

- (3) 一九三四・三・二二調査
- (4) 一九三〇・二・二二調査
- (5) メーメル地方、ダンチヒ及新東部地域を除く

舊獨逸領土に於ける人口増加は主として出生超過に因るもので、其出生超過は全調査期間を通じて殆ど二百八十萬人、平均毎年の増加は四十六萬四千人に達した。斯くて人口自然増加は國民社會主義的人口政策の御蔭で、平均毎年三十八萬人を示した處の一九二五—一九三三年の調査期間に比較して著しく多い。然し出生超過の外移民の流入も重要な役割を演じた。舊領土に於ては移出人口よりも移入人口の方が約五十萬三千人だけ多かつた。一方一九二五—一九三三年の八年間の調査期間に於てはザール地方を除いた舊領土からの移出人口は移入人口より約二十三萬四千人だけ多かつた。移住—特に國民社會主義の建設計畫の實施のための勞働力の移住—は本調査施行前の最近時に於て特に大であつたに相違ない。ズデーテンドイツ地方及東部境界領からの移住者は特に問題である。一九三九年に此等の地方は、ドイツへの合併前に起つて居つた處の強度の經濟不況を克服し始めてゐた。其れ故舊領土に於ける、移住に因る人口増加と一九三八年に併合された地方に於ける移住に因る人口減少は因果關係にある。此地方の出生超過の輕微な事は其の人口發展の觀察に際し同様に考慮されなければならぬ

(註一) 本號附録參照(同附録には全國、地方、大小行政地域、人口一萬以上の各自治團體の速報數が發表されてゐる)

(註二) 舊領土(ザール地方を除く)に於ける以前の調査は一九三三・六・一六。ザール地方は一九三五・五・二六。前境太利は一九三四・三・二二。ズデーテン地方は一九三〇・二・二二。

(一) 體性別人口

現住人口の決定に際して調査されたる體性別人口は次表の通りである。

體性別人口		一九三三以後の増加數		増加割合	
男子人口	一、九三九	一、九三三	一、九三三以後の増加數	増加割合	
	三、七五三、四四三	三、七〇五、〇三一	一、六六三、四二二	四五・%	
女子人口	四、〇六二、九六六	三、九三三、二二四	一、三〇八、八三一	三二・%	

右の如く男子人口は女子人口に較べて非常に大なる増加を示した。一九三九年五月十七日現在調査に據れば男子人口千に付き女子人口は一〇四八であるが一九三三年(註一)の調査に於ては男子人口千に付き女子人口は一〇六一であつた。現在人口と現住人口の差は男女によつて違ひ、男子の現住人口は現在人口より僅か五萬九千四十人即ち〇・一三% 少くないに過ぎないのに女子人口に在つては其差は十六萬九千二百七十二人即ち〇・四二%にも達する。

(註一) 女子過剰の緩和の原因に就いては "W. u. St." Jahrg. 1939, S. 501 参照

(三) 自治團體人口階級別人口(註一)

一九三九・五・一七獨逸國勢調査自治團體人口階級別人口

自治團體人口階級	人口	割合
一〇、〇〇〇未満	三、九三六、〇〇〇	五〇・%
一〇、〇〇〇以上	四、八七三、〇〇〇	六一
二〇、〇〇〇〃	五〇、〇〇〇〃	八〇
五〇、〇〇〇〃	一〇〇、〇〇〇〃	五三
一〇〇、〇〇〇〃	三、九三六、〇〇〇	三〇・一
人口一〇〇、〇〇〇以上の内	四、四三三、〇〇〇	五六
一〇〇、〇〇〇〃	二〇〇、〇〇〇〃	七三
二〇〇、〇〇〇〃	五〇〇、〇〇〇〃	

五〇〇、〇〇〇〃	一、〇〇〇、〇〇〇〃	五、八六八、〇〇〇	七四
大都市ベルリン、ウイン、ハンブルグ		七、九七三、〇〇〇	一〇・〇

獨逸人口の二分の一は鄙邑的即ち人口一萬未満の農村的及小都市的自治團體に居住し、僅か三分之一が大都市に、そして僅か五分の一が人口一萬以上十萬未満の比較的大きな小都市及中都市に居住してゐる。自治團體人口階級別人口配分状態は地方によつて大きな差異を示してゐる。多くの地方に於ては、其地方の全人口に對する大都市人口の割合は、ベルリン、ウイン、ハンブルグ等の大都市を含む地方によつて強く影響されてゐる處の全國平均よりも著しく低い。一つ／＼の地方を取つて見れば鄙邑的、農村的及小都市的の割合は全國平均より遙かに高い。東部境界領及ズデーテン地方に於ては人口の殆ど四分之三は人口一萬以下の自治團體に居住してゐる。人口五萬以上十萬未満の自治團體に居住する人口の割合が殆ど各地方共非常に少ない原因は中都市が大都市に昇格することによつて起る大都市の増加にある。其の割合はチューリンゲン地方で最大(一八・八%)であるが、それはチューリンゲンの大都市エルフルトがザクセンに屬する關係上大都市が存在しないからである。

(註一) 自治團體人口階級別人口特に都鄙人口の配分に就いての詳細なる叙述は本誌最近號に掲載。

二、一九三九年五月十七日現在世帯數

一九三九年の國勢調査の結果の整理に際しては特に記入された世帯票の數が用ひられた。記入された世帯票の數は世帯總數(獨身世帯、家族世帯、準世帯)と僅かしか違はないから窮局の結果が出るまで暫定的世帯數として之を利用する事が出来る。個々の地方及人口一萬以上の自治團體の、記

入された世帯票の数は本號附録に再録されてゐる。

(一) 世帯及世帯増加

一九三九年五月十七日國勢調査による獨逸世帯數(メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く)は約二千二百七十七萬で一九三三年(註二)六月十六日現在調査に於ける二千七十七萬五千に對して約二百萬即ち九・六%の増加に相當する。同期間に於ける人口増加は僅か三・八%であつた。其れ故世帯數は人口の二倍半の強さを以て増加した事になる。舊領土(東部境界領の併合前の状態)に於ける、一九三三年以來の世帯數増加は百八十六萬即ち一〇・四%で比例的には更に大きかつた。これに對し人口増加も比較的大きく五・〇%を示した。

世帯及世帯の増加	世帯數	過去の調査に對する世帯の増加		過去の調査に對する人口の増加	
		合計	平均毎年	合計の百分率	平均毎年
(1) 現領域(メーメル地方、ダンチヒ、東方地區を含まず)	一九三三・六二六	二〇,七四七・七三三	—	—	—
	一九三九・五二七	(4) 三,七七〇,一五六	一九五,四三三	九六	三三,五九一
					一六〇
(2) 舊領域(一九三八・一・一以前の狀態)	一九三〇・二二一	三,九六三・九二一	—	—	—
	一九三五・六二六	一五,三五五・六九五	二,五七二,七四四	一九八	一七,四三三
					一七〇
(3) 一九三三・六二六	一七,九五二,五七八	二四,二五六・八三三	一,五五五	一〇,一九六〇	一九四
	一九三九・五二七	(4) 一九八,一六三・三三三	一八,六四四・四九九	一〇,四	三三,〇七五
					一七五
(1) ザール地方一九三五・六・二五、前奧太利一九三四・三・二二、ズデーテン地方一九三〇・二・二一調査					五〇
(2) ザール地方は一九二七・七・一九國勢調査に基づき推定					〇・八三

一九三九年獨逸國勢調査による現住人口及世帯數(速報)

- (3) ザール地方一九三五・六・二五調査
- (4) 記入されたる世帯票數

人口増加に比べて特に大なる増加割合を示す處の世帯増加の傾向は一九二五年及一九三三年の國勢調査に際して既に確認されてゐる處である。舊領土に於ける毎年平均の増加は次表の通りである。

調査期間	世帯の増加		人口増加割合
	増加數	%	
一九一〇—一九二五	一七七,四三三	一・三七	〇・五六
一九二五—一九三三	三〇一,九六〇	一・九四	〇・五六
一九三三—一九三九	三一〇,七五〇	一・七三	〇・八三

此れは如何に説明さるべきであらうか。大戦前の夥しい出生兒は漸次成長し一九三九年迄には凡て婚姻年齢に達した。これは嘗て無かつた程度に世帯構成の原因となつた。一方平均壽命が延びた結果既存世帯がより永く持續することになつた。それに對し子供の數及戦時中の出生減退のため結婚出來なかつた若い人々の數及一九三三年迄持續されてゐた産兒制限の數は次第に減退の傾向を辿つた。かくて國民社會主義による政權獲得以前に於ける政治的經濟的衰頹の時期に生じた處の高齡化現象こそ、より緩慢な人口増加にも拘らず世帯が強い増加を示した原因と謂ふべきである。一九三三—一九三九年の調査期間に於て、若し假に急速な經濟復興及失業の完全なる消滅に基き普通以上に婚姻率が高まる事によつて夫婦數が増加しなかつたとしたならば此程の世帯増加もまた可能でなかつたらう。此處に掲げた圖表(註二)は若し世帯數の増加を二十五歳以上の人口の増加と比較して見るならば尙一層意味が明かになるだらう。舊領土に於ける毎年平均の世帯増加は次表の通りである。

調査期間

世帯増加割合

二十五歳以上の
人口増加割合

一九二〇—一九二五	一・三七%	一・五%
一九二五—一九三三	一・九四	一・九八
一九三三—一九三九	一・七三	一・六—一・七
(1) 一九三三年國勢調査に於ける人口年齢階級により推定		

一九一〇—一九二五年の調査期間に於ける二百六十萬即ち毎年平均十七萬七千世帯の増加は其れ以後も成人人口—世帯の新構成に對し特に問題となる—の増加よりも著しく少かつたのであるが、之は主として數百萬の女子が男子の戦死のため結婚を断念しなければならなかつたからである。亦一九二五—一九三三年の八年間に於ける毎年三十萬以上の強き増加は二十五歳以上の者の増加と全く一致しない。其理由は一九三三年以前の政治的混亂及經濟的衰微の年に於ては婚姻頻度は低下し婚姻は例へば一九一〇—一九一一年の如き正常の婚姻關係に於て期待されるであらうよりも約三十萬件も少かつたからである。(註三)亦大部分獨立の生計を立てゝゐる、戰爭の影響により未婚のまゝであつた處の女子の世帯構成の上に還元せらるべき殆ど四十六萬にも達する獨身世帯の異常な増加も此婚姻に於ける不足分を補ふに足りなかつた。先づ一九三三—一九三九年の調査期間に於ける年々三十一萬一千の世帯増加は世帯構成に就き問題となる人口の部分に對して期待された増加よりも大であつた。強力な、目的意識的な國民社會主義政策及經濟統制は大なる婚姻増加の結果を齎した。そこで既に一九三七年末迄に一九三三年に取殘された處の婚姻が取返された。従つて相對的婚姻頻度は以前の正常と考へられた時期よりも大であつた。(註四)前澳太利領及ズデーテンドイツ地方に於ては、最近の調査期間中の世帯増加は夫々澳太利は七萬八千(四・三%)ズデーテン地方は五萬三千(五・三%)にして、

其割合は舊獨逸領に於けるよりも著しく低い。其れは舊領土(註五)への移出の結果成人の増加がより少なかつた事によつても説明され得るが特に獨領へ併合される前の著しく低かつた婚姻頻度に依つて説明される。同時に一九三三—一九三九年の調査期間の記録的增加を以て強き世帯増加の時期は終りを告げた。一九三九年には一九一四年の出生兒が二十五歳に達した。一九一五—一九一八年の少かつた出生兒及後には再び多くなつたが、其れ以後差當り持續的に少くなりつゝある戦後出生兒が今後此の年齢域に達する。推算によれば獨逸に於ける(メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く)二十五歳以上の人口の増加は毎年平均次の通りである。

年次	平均毎年の増加
一九四〇—一九四五	〇・〇九%
一九四五—一九五〇	〇・八四
一九五〇—一九五五	〇・三八
一九五五—一九六〇	〇・〇二
一九六〇—一九六五	〇・三一

そこで新しく構成される世帯數は過去三十年に於けるよりも著しく少くなるだらう。加之戦後の最初の年次に再び多くなつた處の出生兒が二十五歳以上に達する一九四五—一九五〇年の五年間に於ては、二十五歳以上の者の人口に對する比例的増加は一九三三—一九三九年の最近調査期間中の舊領土に於けるそれに比較すれば半分に過ぎないだらう。國民社會主義の政權獲得後生れた出生兒は比較的に多いから、之が二十五歳以上に達する一九六〇年以後に於ては成人の數は再び上昇するであらう。

(註一) ザール地方は一九三五・六・二五、前澳太利は一九三四・三・三二、ズデーテンドイツ地方は一九三〇・二二・二一調査。

(註二) 譯者註。圖表は省略す。

(註三) "Statistik des Deutschen Reichs" Band 451 Heft 2, S. 54. 参照

(註四) "W. u. St." Jahrg. 1939, S. 334 u. 775 参照

(註五) 前資料 "Die Wohnbevölkerung im Deutschen Reich" S. 25 参照

(二) 世帯の人員數

最近の調査期間に於ては、世帯の増加は人口増加よりも大であつたから、世帯の平均的大いさは更に減少した。一九三三年に於ては一世帯當り人員は三・六八人であつたが今日では三・五人に過ぎない。獨逸統一以來世帯人員數は次表の如く低減して來てゐる。

年	一世帯人員數	一世帯人員數
一八七一年	四・七〇	四・六〇
一八七五	四・六四	四・五七
一八八〇	四・六九	四・五三
一八八五	四・六九	四・〇七
一八九〇	四・六六	三・六八
一八九五	四・六四	三・五〇
		一九三九(舊領土、新領土、東部地域及スエーデン地方) 三・四九

世帯の大いさが小さくなる傾向は既に一八九〇年以來明白に現れてゐるが、しかしそれは比較的狭い範圍に限られてゐた。一九一〇—一九二五年の調査期間に於て世帯の平均の大いさは從來の停滞状態を破り、一九一〇年の四・五三人から一九二五年には一舉に四・〇七人へと低下した。かゝる情勢は著しく短かい一九二五—一九三三年の調査期間中、持續的出生減退のため續いた。一九三三—一九三九年の調査期間に於ける世帯の平均的大いさの低減は、世帯の記録的增加にも拘らず、以前程甚しくはなかつた。それは一九三四年以後の出生數が著しく多かつた結果である。かゝる出生増加が有つたにも拘らず、それは子供の成長によつて引起される處の昔の子女數多き世帯の減少及消滅を相殺するに足らなかつた事は確かである。今日一世帯當り人員は一九一〇年に於ける大戦前の最終調査の場合に比較

して一人少ない。

(三) 自治團體人口階級別世帯

世帯の平均的大いさは自治團體人口が多くなるに従つて規則的に減少するのであるが、注目すべき事である。人口一萬以下の主として鄙邑の自治團體では一世帯當り人員は三・八七人であるが、一方大都市世帯では僅かに三・〇一人に過ぎない。これは本質的には出生力(子供の數)の差異を示してゐるのである。居住關係に於ける差異は單に第二次的役割を演ずるに過ぎない。略ぼ同一の人口數を有する自治團體又は地方に於ても、世帯數の大いさには非常な差違のあることがある。例へば平均的世帯の大いさが全國平均(一世帯當り三・四九人)を超える多くの大都市さへある。一世帯當り人員數の最小はウイン(一世帯當り二・六六人)で、ベルリン、ドレスデンに於ては人員數は二・七五人以下である。

自治團體人口階級	一九三九・五・一七(1)世帯數	一九三九・五・一七(1)世帯當り人口	一世帯當り人員數
10,000未滿	10,310,665	3,975,557	3.67
10,000以上	1,372,833	4,832,133	3.55
50,000	1,622,099	6,372,101	3.93
50,000	1,149,610	4,154,011	3.63
100,000	5,067,766	16,027,496	3.15
1,000,000以上	2,872,333	7,973,000	2.77
100,000以上合計	7,664,661	23,994,496	3.11
總計	(2) 3,370,155	7,934,408	2.95

- (1) 記入されたる世帯票數
- (2) メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く